

〈研究ノート〉

北東アジア共同体平和機構 その支部としてのオホーツク海共同体平和機構

北東アジアを平和，福祉，友好，協力と繁栄の場に!!

札幌大学名誉教授 金子 利喜男

目 次

はじめに・・・・・・・・159頁

第1編 共同体機構規約

第1部	総則・・・・・・・・・・	162
第2部	初段階での共同体機構 ——友好関係の重視——	163
第3部	共同体機構の次段階の発展	164

第2編 北東アジア共同体平和機構憲章

	第1部 総則・・・・・・・・・・	167
第1章	目的および原則	167
第2章	加入および除名	167
第3章	機関及び決定	168
第4章	始期の暫定的規則	169
	第2部 会長	
第5章	会長	170
	第3部 総会	
第6章	総会	171

第4部 理事会

第7章	国家間理事会	172
第8章	連帯理事会	173
第9章	宗教理事会	174
第10章	議員理事会	174
第11章	平和理事会	175
第12章	友好理事会	176
第13章	法務理事会	177
第14章	領土境界理事会	177
第15章	経済社会理事会	178
第16章	金融産業理事会	178
第17条	人権擁護理事会	178
第18条	雇用労働理事会	179
第19章	福祉医療理事会	179
第20章	人道支援理事会	179
第21章	通信運輸理事会	180
第22章	資源環境理事会	180
第23章	エネルギー理事会	180
第24章	教育科学文化理事会	181
第25章	報道情報理事会	181
第26章	観光ホテル理事会	181
第27章	スポーツ理事会	182
第28章	青少年理事会	182

第5部 北東アジア共同仲裁裁判所

第29章	北東アジア共同仲裁裁判所	182
------	--------------	-----

第6部 事務局

第30章	事務局	183
------	-----	-----

第7部 最終規定

第31章	国際協力	183
第32章	雑則	183
	北東アジア共同仲裁裁判所規程要綱	184

資料編 第1回総会での決議と他の文書

	ハバロフスク・ホームステイ協会と北東ア機構間の協定	188
	Дружественное Соглашение между МОССВА и ХОПС	189
	北東ア機構の日本人会員とモンゴル人会員の友好クラブ規約	190
	2014年未までの北東ア機構の主要活動	191
	北東ア機構とオ機構の財政	192
	経済的協力関係の形態	193
	共同体機構と世界平和連邦府との協定	195

はじめに

澄みわたった星空をみていると、ほんとうに地球は恵まれているとおもう。地球は宝、全人類のふるさとであり、人類は、いわば、ひとつの大家族のようなものともいえよう。より快適な地球共同体の発展のためには、このような地球号の安全運転に注意をはらい、自己の利益だけを強調せず、相互尊重と互譲精神に立脚しつつ、世界の平和、福祉、友好、協力関係に寄与することが重要であろう。

本拙文は、筆者がすでに2011年3月「札幌大学総合論叢」で発表していた「日本海周辺諸国の平和友好協力の推進」を基礎に執筆した。そこでは、環オホーツク海圏機構、環日本海圏機構、北東アジア共同体機構について執筆したが、その後に同系機構として、アジア太平洋共同体機構を追加した。

これらの国際機構は、地理的範囲がそれぞれ異なり、環日本海圏機構、環オホーツク海圏機構、北東アジア共同体機構、そしてアジア太平洋共同体機構の順で広がっているが、各機構の目的と原則、主要機関の数、それにそれらの各名称はほぼ同一であり、それらは世界の平和、福祉、友好、協力の共通精神でつらぬかれ、緋色の紐帯でむすばれている。そこで、これらの類型を総称して、平和福祉友好協力世界機構（略称はWOPWAC: World Organizations for Peace, Welfare, Amity and Cooperation）と仮称していた。

ところが、WOPWACという英語表記よりは、エスペラント語の略称MOPBAK (Monda Organizo por Paco, Bono, Amikeco kaj Kooperero) がよい、しかしMOPBAKよりも、これを基礎にし、漢字、ギリシア文字、ヒンディー文字、ローマ字、アラビア文字の混交で表記した母Π α A ς が [発音はモパボアク] がもっと全地球的な表記で、はるかに東洋と西洋、主要な各文明をむすびつける潜在力をもっているようにおもわれるので、今後これらの類似の機構を母Π α A ς [モパボアク] と仮称することにする。

ヒンディー語の α [ボ]、アラビア文字の ς [ク] は、北東アジアの人びとになじんでいないので、それにかえて日本語文字とハングル文字をもちい、やはり発音をモパボアクとし、「母ΠボAヨ」と表記するのが最適なもののひとつとなるかもしれない。この母ΠボAヨは、北東アジアの連帯の象徴的存在になることもできよう。

昨年、2012年3月に、おなじく札幌大学総合論叢で「北東アジア共同体憲章(案)」を発表したばかりであるが、ついに2013年8月22日、札幌市における国際大会で、オホーツク海共同体平和機構(オ機構)だけでなく、北東アジア共同体平和機構(北東機構)をも誕生させるにいたった。両者の総称として、共同体機構とよびたい。

これらの機構は、たんに平和だけでなく、福祉、友好、協力、その他もろもろの営為にかかわる一般的かつ包括的なものであって、平和運動と誤解しないでいただきたい。当初は、環オホーツク海圏機構、環日本海圏機構、北東アジア共同体機構との呼称からはじまったが、環オホーツク海圏機構は「オホーツク海共同体機構」と改称し、これが誕生するためには、それぞれ日口から100名以上の会員候補者があらわれた場合でも設立されるとし、北東アジア共同体機構については300名以上であれば誕生できるとの考えにふみきった。

しかしながら、国家や自治体をふくまず、300名で「北東アジア共同体機構」とはおかしいとの声もでてくるだろうとおもい、なにか限定的な言葉をつけくわえたほうがよいと考え、平和、福祉、友好、協力のなかから、「平和」をえらんだしだいである。

平和という、なにか左翼的にみる人もいるかもしれないが、オ機構も北東ア機構も、左翼的、一党一派的であってはならない。超党派、超宗派、超民族的、全人類的な精神に機構は立脚していなければならない。そのむね憲章が定めているかを点検したところ、何もないので、憲章前文の最後の文章を下記のように改正した。すなわち、

われらは、ここにいたって、**超党派、超宗派、超民族的、全人類的な精神**に立脚する「北東アジア共同体平和機構憲章」を締結するために、それに賛同するむねの意志を表示した。(太字は筆者による)

両機構の構想当初は、オ機構もまた北東ア機構も、それぞれ独立した国際組織であるとして小生は提示し、まずはともあれオ機構だけでも先に誕生させたいと考えていたところ、8月22日の国際大会の直前になって、にわかには韓国人の会員希望者が多くなり、運よく北東アジア共同体平和機構も誕生できる勢いになった。そこで、両機構に重複する会員も多数いたので、煩雑さをさけるために、オ機構は北東ア機構の支部とすると同日の総会が決定した。これなら、2重に年会費を払うにはおよばない。このように急展開したので、両機構の権限の分界は明確でないところもある。

いずれにせよ、愚生が北東ア機構の暫定会長、サローキン・ニコライ弁護士がオ機構の初代会長に選出された。すでに国際大会前、私は北東ア機構の初代会長は筆者以外の有力者がよいと主張してきたので、小生は北東ア機構の「暫定」会長になることを承諾したしだいである。

会員を募集する過程で、北東ア機構やオ機構をかたんに理解できそうな文書の作成が必要となった。両機構の各憲章は、それほど難解なものではないのだが、憲章を簡略にし、機構を入会者に分かりやすくし、また会員候補者の希望なども組み入れて、8月22日の国際大会では**共同体機構規約**をも採択した。北東アジアが平和的、友好的であるためには、まずは機構そのものが平和的かつ友好的でなければならない。われらが機構は、超党派、超宗派、超民族的、全人類的な精神に立脚しているので、会員が多くなるにつれ、まして自治体(また、かりに国家)も参加する段階では、さまざまな意見や利害関係の不一致があらわれることが想定される。にもかかわらず、われらが機構じたいが、平和的かつ友好的な関係を維持・強化しなければならないのである。この側面につき、上記の共同体機構規約は興味深いメカニズムを提示している。

本稿は、2012年3月、「札幌大学総合論叢」で発表した「北東アジア共同体憲章(案)」の事実上第2版にあたる。今回も、オ機構の憲章全文を発表する機会にめぐまれた。前回の「憲章(案)」はあれこれ改正されて、今回の「北東アジア共同体平和機構憲章」が確定されるにいった。

前述の共同体機構の提唱当時、北東アジア関係国家、それら国の自治体の役割が比較的多く規定されていたとすれば、その後はだんだん個人の主体性、民間の友好関係が重視されてきたので、共同体機構規約でも、また北東アジア共同体平和機構憲章でも、そのような変化が色こく反映されている。

関係国から議員も入会した。今後は自治体が北東ア機構の会員になることを期待したい。

2013年11月28日

北東アジア共同体平和機構 暫定会長 金子利喜男

追記

WPF との関係 オホーツク海共同体機構、それに北東アジア共同体平和機構の創建にむかって、かなりの資金と時間を費やしてきたのは、NGOの性格を有するWPF (World Peace Federation, 世界平和連邦府, 愚生が会長) であるが、その会員にとっては、北東ア機構の会員になると煩瑣になる可能性があり、ともかく年会費は支払わなくとも、機構会員になれる道をひらいた。(資料編, ??頁)

太平洋共同体平和機構 「はじめに」の冒頭で、アジア太平洋共同体機構の構想に言及したが、これは北東ア機構と重複区域により複雑な問題を生ずる可能性があり、これをさけるため、また早期に米国がわれらの母国 A に関与してもらうために、小生としては、アジア太平洋共同体機構ではなく、むしろ「太平洋共同体平和機構」の創設を構想したほうが、よりよいとおもっている。

地球共同体平和機構 地球の地域がブロック化し、ブロック内で平和協力関係の過程がすすんでも、ブロック外にたいし排外的になることは、決して望ましいものではない。北東ア機構憲章の前文でうたっているのは、人類が「ひとつの家族」となるような地球共同体の樹立の一助になることのみならず、われらがそのような「ひとつの家族」の一員になるよう努力することをも決定した、ということである。

機構の会員は、いまでさえ北東アジア機構は複雑であるのに、なぜそこまでむかうのかとの質問がでてくるかもしれないが、まえもって申したいのは、小生は全地球的視点をうしないたくなかったからであり、他方において、より良い地球共同体のひとつの選択肢として、体系的かつ具体的な道程を提示したかったためである。もちろん、私をふくみ、北東ア機構の現会員にとっては、この機構が誕生したばかりであるので、どうかこの赤子が当面まずは歩けるように見守っていかなければならない。

核とハイテク時代において、いかに国家心して行動すべきか、どのような地球共同体とならなければならないかの基盤は、つぎの1968年の不拡散条約第6条からも明確である。すなわち、

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。

われらが北東アジア共同体平和機構も、きわめて重要かつ根本的なこの「全面的かつ完全な軍備縮小」にそって、共同体機構を発展させていこうとするものである。

第1編 共同体機構規約

2013年8月22日、札幌での国際大会で採択され、その後わずかに改正された共同体機構規約は、下記のとおりである。イタリック体は、筆者のコメントである。

共同体機構規約

オホーツク海共同体平和機構と北東アジア共同体平和機構の各憲章を要約し、これら平和機構の関係を特徴づける基本文書として、両機構の会員候補者と創設準備発起人会は、2013年8月22日、札幌において、下記のような共同体機構規約を採択した。

第1部 総則

第1条 (目的) 1 これらの機構の主要目的は、平和の維持、紛争の平和的解決、友好関係の促進、経済関係の向上への寄与し、教育、科学、文化、スポーツ等の分野での交流を促進することである。

2 会員は、会員間の友好関係促進に最大限の注意をはらい、同時に機構そのものが平和的性格を維持できるよう努力しなければならない。

この規定は、共同体機構にとっては、きわめて重要なものであって、いつも会員はこのことに注意をはらっていただきたい。時が経過するにつれ、より多数の人々がこの機構に入会するにつれ、自己の意見とあう会員も、あわない会員も増加する。さらに国際性が多彩になってくると、さらに利害関係の不一致が潜在してくるであろう。

共同体機構を維持・発展させるためには、抑制と寛容さが必要であることが理解されてくるであろうし、これらの徳目はこの機構では必須的な条件といってもよい。機構じたいが平和的かつ友好的であればこそ、関係国や紛争当事者にたいして「提案」できる資質をもっているとみられるであろう。

第2条 (会員の種類) 1 会員の地位は、国家、自治体、連帯理事、団体、公務員と個人に開放される。

2 個人会員は、特別会員、一般会員、準会員、ML会員、協定会員および通信会員の6種からなる。生徒およびまれに活動する者は準会員になり、イーメールを受けとるだけのML会員、協定会員および通信会員は、会費を払う必要がないものとする。

3 一般会員は、理事会下の部門、または他の機関に所属しなければならない。

4 加盟国、自治体、連帯理事、団体、公務員と個人は、異なる票数を有することができるものとする。

ML会員は、なんらの義務を有することなく、ただイーメールをうけとり、発言すると一票としてみなされる。催事の案内があるなら、その出欠への返信も自由である。まずはML会員になって、平和機構の状況を知ることからはじめたいかがでしょうか。

第2部 初段階での共同体機構 ——友好関係の重視——

私が構想したオ機構も、また北東ア機構も、当初は政治、軍事、司法的な性格が比較的強かったのであるが、機構の会員を募集しはじめてから、そのような専門家というよりは、むしろ民間の国際的友好団体とか、囲碁愛好者をふくむスポーツ関係者とか、学生や生徒までが入会し、かれらは友好関係活動を重点をおくことを希望したので、結局、機構発展の諸段階では「一友好関係の重視一」を主要活動とすることになったが、下記の諸機関を一べつしてわかるように、それだけにかぎるものでない。

第3条（主要機関） これらの共同体機構の主要機関として、まずは第1に、会長、総会、宗教理事会、連帯理事会、議員理事会、平和理事会、友好理事会、領土境界理事会、金融産業理事会、福祉医療理事会、人道支援理事会、資源環境理事会、教育科学文化理事会、報道情報理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青少年理事会、事務局などが活動し、準備度におうじて、共同体機構憲章のさだめる他の主要機関も活動する。

第4条（同時会合） 会員の一体感を強め、会員に各地方の状況を知らせ、または意見交換をするため、総本部または総会は、毎月第1土曜日、日本時間で14時、SkypeとMLなどを駆使し、これらの共同体全域で、いっせいに各支部間の同時合同会合を開催する。

第5条（友好的性格の重視） 1 古代オリンピックで、参加者が戦争を停止し競技を楽しんだ精神にそい、共同体機構の総会開催期間は、その会員は、敵対的な言動だけでなく、論争をも停止しなければならない。

2 この間の総会は、相互理解と友好の促進を大目的として開催される。

この規定は、じっさい外国の会員が総会開催地まで足をはこび、顔をあわせて審議するような総会にあてはまるだけでなく、その当日の他の会合や懇談会などにも適用されるとみなされなければならない。政治的立場、宗教上の教義、イデオロギーなどは、その場で数時間で解決をみられるものではない。見解のことなる人と議論すると、相手が不愉快になることが十分ありえる。それゆえ、総会当日は、そのようなこと深入りせず、できればそのような話題をさけるようにしていただきたいものである。それ以上に、自分の属する理事会において、未来志向で審議すべき諸問題が山積しており、それに集中してほしい。

意見の表明は、従来のように、ML総会でおこなうことができる。その場で、可能なかぎり意見の相違を調整し、ML総会の立場を集約しよう。そこでの発言も、おのずと抑制されたもの、相手の悪感情を刺激しないようなもの、未来志向であるものが望まれる。

21世紀の地球人は、古代ギリシア人以下になりさがることができようか。古代ギリシアでは、都市国家間の仲裁制度が発達したが、独善の横行とともに平和が崩壊した。

第6条（オホーツク海共同体平和機構の支部化） 北東アジア共同体平和機構が創建されたとき、その支部として、そのなかにオホーツク海共同体平和機構が編入される。

第7条（会長） 1 すべての会員は会長候補になることができ、会長は機構を代表する。

2 共同体機構に顧問および相談役をおくことができる。

第8条（総会）総会は、加盟国、自治体、連帯理事および個人からなる。ただし、初段階では、個人だけでも、その活動を開始できるものとする。

第9条（連帯理事）連帯理事の選挙は、共同体の全域におよぶ単一巨大選挙区を採用する。選挙人は各関係国から50名の議員（国会議員および/または自治体議会議員）とする。

2013年10月16～22日のモンゴル滞在中、同国の国会前を何回も通過したが、そこで国会議員は70名以下とのことで、当初の100名を上記のように改正した。

第10条（友好理事会）共同体機構の初段階の活動では、友好理事会がとくに大きな役割を演じ、文化祭、ホームステイの促進と平和福祉友好館の建設の可能性を探究する。

第11条（金融産業理事会）機構の初段階の活動では、これらの機構系企業が、この機構を財政面から支援できるよう、機構側は積極的にその方策を探究する。

「北東アジア共同体平和機構」、 「北東ア機構」、 「*МОН А А*」 [モブボアク] などは、架空のものでないので、この名において、会員はかなり有利に経済活動をできるようになった。

第12条（青少年交流の活発化）機構は、その初段階の活動において、とくに青少年の文化スポーツ交流を強化し、外国語と異文化の相互理解を促進し、共同体の協力精神をもつちかう。

第13条（会費）国家、自治体の年会費は、加盟国のGNP、人口などを考慮し、総会が決定する。個人会員の年会費は、その種類により、つぎのとおりとする。（一般会員の年会費は、だいたい1日の食費を標準としている。）

	特別会員	一般会員	準会員
日本人	5,000 円	1,000 円	100 円
ロシア人	1750 ルーブル	350 ルーブル	35 ルーブル
韓国人	60,000 ウォン	12,000 ウォン	1,200 ウォン
朝国人	45,000 ウォン	9,000 ウォン	900 ウォン
中国人	350 元	70 元	7 元
モンゴル	75.000 MNT	15.000 MNT	1.500 MNT
(台湾人)	1.500 台湾ドル	300 台湾ドル	30 台湾ドル

第3部 共同体機構の次段階の発展

第14条（全幅の活動）共同体機構憲章の第5章以下が、この機構の次段階として、いつから適用されるかは、総会が決定する。

第15条（他の共同体機構との関係）機構の総会が、日本海、太平洋、アジア・太平洋などの各共同体、他の機構、および最大の地球共同体機構との関係を決定する。

第2編 北東アジア共同体平和機構憲章

前述の第1編が、だいたい北東ア機構の概要をまとめたものであるが、より具体的にはこの第2編の「北東アジア共同体平和機構憲章」で、機構の目的、それを達成するための諸原則、会長、総会、21の理事会、共同仲裁判断所などが規定されている。

このような国際組織は、一挙に発展するものでない。いつ全幅で北東ア機構が活動できるかは、神のみぞ知るである。いったい北東アの関係国、あるいはその周辺国家は、いつ自己自身の国際組織を設立できるものであろうか。20年後、半世紀あるいは1世紀後にならず北東ア機構、または東アジア機構とか、東南アジア機構を創建するとの基本条約でもむすばれているならば、その関係民族や住民は少し気やすめになるが、そのようなことはまったく存在しない。

そのような状況で、とにかくにも北東ア機構が誕生した事実がはるかに重要であると筆者は考えている。北東ア機構は、もはや架空のものでなく、実体として存在するようになったから、これを徐々に発展させていかなければならない。このような構想を提唱した当初は、このような機構は誕生が困難であるとか、できるはずがないとかの断言も耳にしたが、とにかく設立にたどりついた。

2013年8月22日、北東ア機構設立準備総会が採択した同機構憲章は、すでに当日そのホームページ (<http://mopw.org>) で、いちおう公開されていたものであるが、それはじつは古い憲章案であって、オ機構憲章との整合性を考慮し、サローキン・ニコライ弁護士と小生が、夏の総会が設置した委員会の成員になって修正し、12月23日、ML総会が承認したものが、「北東アジア共同体平和機構憲章」で、その全文は下記のとおりである。

北東アジア共同体平和機構憲章

われら北東アジア共同体平和機構憲章の締約当事者は、

北東アジアとその周辺地域の歴史が、長年にわたり異質的かつ未組織なものであったことを想起し、

しかしながら、将来はこの地域の多様性、それらの文化と伝統を相互に尊重し合い、この諸民族、自治体、住民間の平和、福祉、友好、協力、連帯を強化し、

基本的人権、人間の尊厳と価値、男女および大小各国の同権にかんする信念を確認し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重を維持することができる条件を確立し、

並びに、このために、

まずは寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し、

北東アジア共同体を争いの場裏とするのではなく、それとはまったく逆に、光輝と繁栄の源となる平和、福祉、友好、協力関係にもとづく確固たるパートナーシップとダイナミックな戦略的互惠の精神が支配する場に変革するため努力し、

この地域において、「力の支配」でなく、「法の支配」の樹立に寄与し、その国際紛争をもっぱら平和的手段で解決し、

北東アジアを平和地帯とすることによって、できるかぎり軍備縮小および軍事費削減を実行して、その削減分を平和部門の産業、とくに雇用と福祉に転用し、

北東アジア住民のための経済的および社会的進歩に寄与し、それがその他の分野に平行的にさらなる累積的な好影響を与える諸政策を探究し、

北東アジアの他の国際問題を審議し、必要であれば、われらが提案を関係者に送付し、

諸問題を早期に解決し、これらの目的を達成するため、われらの努力を結集し、ここの住民を物的にも精神的にも結びつける歴史的な北東アジア共同体平和機構の創建を決定し、さらに第2段階からのわれらが機構の発展にかんしては、

中期的にわれらの共同体機構が、関係諸国家、およびそれら諸国の自治体と協力をさらにふかめ、われらの機構と「家族的」関係にある同系の諸機構（その総称は「共同体機構」とし、その象徴は、代表的な世界文明の文字で標章した「母 Π α Α Ω」〔モプボアク〕とする）ともいっそう緊密に協力しあい、それにともなって共同体がさらにダイナミックに発展できる包括的構想を探究し、

核兵器をふくむ国家軍備の撤廃された北東アジア共同体、人びとが恐怖心なしに生活し、相互に理解し尊敬しあいながら、さらに共感・交歓できる美しい共同体を理念とし、

ついには、その果実としてあらわれる信頼の強化と繁栄、かかる圏内で開花する平和の確保、いわば人類が「ひとつの家族」となるような地球共同体の樹立の一助になることのみならず、われらがそのような「ひとつの家族」の一員になるよう努力することをも決定した。

われらは、ここにたって、超党派、超宗派、超民族的、全人類的な精神に立脚する「北東アジア共同体平和機構憲章」を締結するために、それに賛同する旨の意志を表示した。

2013年8月22日、われらが締結した憲章は、下記のとおりである。

第1部 総則

第1章 目的および原則

第1条 (目的) 北東アジア共同体平和機構 (以下、機構または共同体機構) の目的は、つぎのとおりである。

- a. 平和の維持と紛争の平和的解決に寄与すること。
- b. 人民の同権に基礎をおく友好関係の促進に寄与すること。とくに民間団体と一般人の友好関係を人的交流、ML、Skype、ホームステイなどをおして促進する。
- c. 経済と生活水準の向上に寄与すること。このため、経済の補完的關係、経済社会制度の改善、それに貢献する他の共同体機構の育成などについて発案する。
- d. 教育、科学、文化、スポーツ、その他の分野で交流を促進すること。そのため、人の活力となり、共感をあたえ、民衆の希望と喜びの源となる人びとを支援する。

第2条 (原則) この機構と会員は、つぎの原則にしたがい行動しなければならない。

- 1 われらが機構は、加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
- 2 すべての会員は、この憲章上の義務を誠実に履行しなければならない。
- 3 会員は、その関係において、力による威嚇を慎まなければならない。
- 4 この機構は、加盟国の国内管轄権内にある事項、および個人の権利内にある事項について干渉してならない。

第3条 (定義) 1 北東アジアとは、大韓民国、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、モンゴル人国およびロシア連邦のアジア部、日本海、黄海ならびに南シナ海の範囲をいうものとする。

2 総会は、その他の地域をこの圏に編入することができる。

3 母語 $\Pi \text{ } \alpha \text{ } \Delta \text{ } \text{[モブボアク]}$ の造語は、東洋と西洋を融合するひとつの象徴として、「平和、福祉、友好、協力のための世界機構」を人工の中立的 에스ぺ란ト語に訳した「Monda Organizo por Paco, Bono, Amikeco kaj Kooperero」の略語 (MOPBAK) を基礎に、漢字、ギリシア文字、ヒンディー文字、ローマ字、アラビア文字で表し、母語 $\Pi \text{ } \alpha \text{ } \Delta$ は北東アジア各民族の文字を使用したもので、世界的かつ全人類的なものを含意している。

第2章 会員の加入と種類

第4条 (加入) 1 会員の地位は、北東アジアの諸国家、自治体、北東アジア共同体連帯理事 (以下、連帯理事)、公務員、および団体と個人に開放されている。

2 各国は、機構の主要機関に、原則として、それぞれ同数の成員を有する。

3 加盟時に、国家は留保を提起でき、2か国以上が加入した場合は、憲章基本構造再検討会議を開催できる。ただし、両国は連帯理事制の本質を変更してはならない。

第5条 (個人) 1 個人会員は、6種の会員、すなわち、特別会員、一般会員、準会員、ML会員、協定会員および通信会員からなる。

2 特別会員とは、加盟国平等の原則にもとづき、一般会員のなかから機構の諸機関に平等に選出された者をいう。一般会員だけに団体会員制をおき、生徒およびまれに活動する者は準会員になり、ML会員、協定会員、通信会員は、会費を払わず機構の活動に参加できるものとする。

3 一般会員は、理事会下の部門、または他の機関に所属しなければならない。

第3章 機関および決定

第6条（主要機関） 1 この機構の主要機関として、会長、総会、国家間理事会、連帯理事会、宗教理事会、議員理事会、平和理事会、友好理事会、法務理事会、領土境界理事会、経済社会理事会、金融産業理事会、人権擁護理事会、雇用労働理事会、福祉医療理事会、人道支援理事会、通信運輸理事会、資源環境理事会、エネルギー理事会、教育科学文化理事会、報道情報理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青少年理事会、その他の理事会、北東アジア共同仲裁裁判所および事務局を設ける。

2 機構の総本部の系統に、国別総本部、地方別本部、地区別支部を設置する。

3 関係国の国情によっては、国別総本部、地方別本部、地区別支部は、その国の団体として登録されることができるものとする。

第7条（決定） 1 機構およびその会員の意思表示、総会、会議等は、インターネット、テレビジョン、e-メール、ファクス等でも、日常のおこなうことができるものとする。

2 主要機関および他の補助機関の決定は、別段の定めがないかぎり、出席した会員の過半数の賛成により決定する。

3 全会員の一体感を強め、各地の会員の状況を知らせ、または意見を求めるために、総本部もしくは総会は、毎月第1土曜日、日本時間で14時、SkypeとMLなどを駆使し、北東アジア共同体の全域で、いっせいに各地区別支部の同時合同会合を開催する。

第8条（票数） 1 加盟国、自治体、連帯理事、団体、および前2者の国家と自治体が指名する公務員と個人（団体をふくむ）は、別段の定めがないかぎり、下記の票数を有する。

a. 加盟国は、総会では70,000票、その他の機関では1000票を有する。

b. 自治体は、人口比により異なる票を有する。

i 50票を有するのは、人口が100万以上の自治体；

ii 40票を有するのは、人口が10万以上から100万未満の自治体；

iii 30票を有するのは、人口が1万から10万未満の自治体；

iv 20票を有するのは、人口が1,000から10,000未満の自治体；

v 10票を有するのは、人口が1,000未満の自治体。

c. 北東ア機構会長、連帯理事、国会議員は、30票を有する。

d. 加盟国が指名する公務員は、20票を有する。

e. 北東ア機構役員、自治体の公務員および自治体議会議員は、10票を有する。

f. 団体は、その成員の比較を考慮した下記のような投票権を有する。

i 7票を有するのは、10,000名以上の成員をもつ団体；

ii 5票を有するのは、1,000名から10,000名未満の成員をもつ団体；

iii 4票を有するのは、100名から1,000未満の成員をもつ団体；

iv 3票を有するのは、10名から100名未満の成員をもつ団体；および

v 2票を有するのは、2名から9名までの成員をもつ団体。

g. 北東ア機構の一般会員は、1票の投票権を有する。

第9条（任期） 機関の構成員の任期は5年とし、主要機関の次期の長は、原則として、前任者の国籍と異なる会員のなかから選出される。役員は、他の役職を兼任できる。

第4章 暫定規則

第1節 憲章発効と暫定的期間

第10条（発効） この憲章は、つぎの場合に発効できるものとする。

- a. 2以上の関係国が批准書を交換したとき；
- b. 3以上の関係国から、10以上の自治体が会員となったとき；
- c. 3以上の関係国からそれぞれ6以上の団体、2か国からそれぞれ100名以上、他の4か国から100名以上の自然人が機構の会員になる意志を表明したとき。

第11条（友好的性格） 1 暫定的期間においては、機構のとくに友好活動が重視され、そのための催事を友好理事会は率先して立案し、それを実行する責任を有する。

2 会員の多様性、問題の短期調整の困難さを考慮し、機構の実際の国際的な会合は、友好親善と相互理解を促進する形態をとって論争をさけ、国際的な意見の集約、意見の相違の調整は、日常的に電話、ファクス、インターネットなどでおこなうものとする。

3 いずれの場合でも、会員は感情的、独善的、人格否定的な言動をさけ、節度をもって相手の人格をも尊重しつつ、友好的かつ建設的な態度をとらなければならない。

4 国家代表が会員である理事会、とりわけ、民族感情を刺激することのある平和理事会と領土境界理事会、明確に利害関係が一致しないことのある議員理事会、および妥協困難な事項が多く宿していることのある宗教理事会などは、原則として、賛否の理事の無記名で審議結果のみを公開することができるものとする。

第12条（憲章の準用） 暫定期間の始期、ある主要機関の定数の過不足にかかわらず会長はこの憲章を準用して、われらが機構を発展させる第1次的責任を負うものとする。

第13条（総会） 1 始期の総会は、まず下記のようにおこなわれる。

- a. 発効時の第1回総会から第5回総会までは、会長、総会議長、理事長、理事、事務局長が、任期1年または2年で選出されることができるものとする。
 - b. 総会は、未加盟の国家、自治体、関係団体に機構に加入するよう適時に要望する。
- 2 第8条2項fの各団体は、暫定期間は、すべて2票だけを有するものとする。

第14条（会長） 1 この機構設立当初では、暫定会長を設けることができる。ただし、同会長は、本条の第2項および第3項の権限、ならびに第22条の主要任務を有する。

2 会長は、次期総会まで有効な時限細則を定めることができる。

3 会長は、機関の長と協議し、その機関の成員を指名できるものとする。

4 次期会長は、その候補者がいる場合に、前期会長の国籍と同一であってはならず、また第1副会長も会長の国籍と同一であってはならない。

第2節 連帯理事会と議員理事会

第15条（総則） 1 暫定期間の初期の連帯理事選挙は、国会議員、議員理事会のもとにある議員部の成員だけでなく、18歳以上のすべての会員が選挙人になることができる。

2 被選挙人については、第36条を準用する。

第16条（選挙人） 暫定期間における連帯理事の選挙では、総会の成員も選挙人になることができ、選挙人は第8条の定める投票数を有する。

第17条（始期の選挙） 1 暫定期間の始期の2回の連帯理事選挙では、2025年まで簡易に施行でき、その後の選挙では、選挙権を国会議員、議員部の議員（元議員と元立候補者をもふくむ）に付与することができるものとする。

2 第1回の連帯理事の選挙は、2014年の秋におこなわれ、遅くとも2015年1月に選挙結果が発表される。

第18条（立候補者と当選） 1 暫定期間の始期では、立候補の要件は緩和される。

2 当選者はそれぞれ関係国側から、上位投票獲得者の30名とする。

第19条（連帯理事会の任務の代行） 1 議員理事会は、連帯理事会が未成立のあいだに、第40条に定められている任務を代行することができるものとする。

2 現議員だけでなく元議員も、議員部の成員になることができるものとする。

3 始期の暫定的期間において、いまだ連帯理事が選出されないあいだは、議員が議員理事会と連帯理事会の理事を兼任できるものとする。

第20条（始期の終了と国家の加入） 1 第4章の始期の暫定的な特例規定は、総会の決定によって、部分的または全面的に廃止することができる。

2 国家が機構に加入するとき、その国家の意志にそい、またはそれにかかわらず、本憲章の部分的改正の当否を審議するために、再検討会議を開催しなければならない。

3 つぎの第5章以下が、共同体機構の本格的な形態として規定されている。

第2部 会長

第5章 会長

第21条（選挙） 1 会長選挙のさい、すべての会員は会長候補になることができる。

2 会長選挙のさい、会員の種類によって、第8条で定められているように、会員は異なる投票数を有する。選挙の細則は、総会が決定する。

3 第1副会長と副会長は、同一の国籍であってはならず、会長から要請があるときにのみ会長を補佐するものとする。

第22条（主要任務） 1 会長の主要任務は、機構を代表すること；重要人物を接受すること；第1副会長、副会長、会長補佐、および役員を任命すること；事務を関係部署に割り当て、その業務を監督すること；条約案、規程案、規則案、細則案、提案、および他の重要文書の案を作成するよう関係機関に要請することである。

2 会長は会長声明を公表でき、緊急事態の発生のさい、または複数の紛争の継続中に、それについて、すみやかに緊急声明を発表するよう主要機関の長に要請できる。

第3部 総会

第6章 総会

第23条（構成） 1 総会は、加盟国、加盟自治体、連帯理事、前2者が指名する公務員、および主要機関が指名する個人（法人をふくむ）によって構成される。

2 総会の決議によって、関係6か国以外の国家代表にも、総会は開放されることができるものとする。

第24条（任務） 1 総会の主要任務には、つぎの事項をふくむものとする。

- a. この共同体にかかわる積極的平和の道を探究し、関係者に提案する。
- b. 共同体にかんする国際的性格の公的および私的紛争について調停者になる。
- c. 共同体内の国際関係の条約素案を検討し、加盟国および他の会員に提示する。
- d. 国別予算編成を基本として、この機構の予算を審議し決定する。
- e. 北東アジア共同体機構が、より組織化された機構として深化する過程を探究する。

2 機構の経費は、加盟国、自治体および個人が負担する。会費は、加盟国の一人当たりGNPを考慮して決定し、一般会員の年会費は1日の食費を標準とする。

3 総会は、憲章の範囲内の問題、機関の権限および任務にかんする事項を討議し、このような問題または事項につき、加盟国と主要機関に提案することができる。

第25条（決定および重要問題） 1 手続事項および機構による調停以外は、総会の決定は、加盟国の賛成投票をふくみ過半数の賛成をもって採択される。ただし、重要問題にかんする総会の決定は、加盟国の賛成投票をふくみ、出席しかつ投票する会員の3分の2の多数票によっておこなわれる。

2 前条の重要問題にふくまれるのは、われらが機構の会長、共同仲裁所の判事の選挙；機構からの加盟国と自治体の除名；共同体内の国際関係の条約素案の作成および加盟国への提示；平和理事会の決定の再審議；予算の問題および決算の承認；憲章改正；および総会が追加する他の事項である。

第26条（平和問題） 1 総会は、共同体の平和と安全維持にかんする協力の一般原則を、軍備縮小と軍備規制を律する原則もふくめて審議し、このような原則について加盟国、自治体および個人に提案することができる。

2 総会は、共同体の平和と安全を危うくする恐れのある事態について、平和理事会の注意をうながすことができる。

3 平和理事会が、憲章によってあたえられた任務を共同体内の国際紛争または事態について遂行しているあいだ、総会は、同理事会が要請しないかぎり、この紛争または事態にかんして、いかなる提案もしてならない。

第27条（議長） 1 議長は、総会により、連帯理事のなかから選出されるものとする。

2 議長の主要任務は、総会の議長となり、この総会を代表し、重要人物を接受し、諸国の首脳または関係者と対話をおこなうことである。

3 共同体内外の重大な国際関係について、議長声明を発表することができる。

第4部 理事会

第7章 国家間理事会

第28条（総会との諸関係） 1 手続事項および機構による調停以外は、国家間理事会は、その同意なく総会の決定に拘束されることはないものとする。

2 憲章の範囲内の事項について、加盟国家間または政府間に合意がある場合には、それを総会は尊重しなければならない。

3 この機構の優先議題を決定するさい、この理事会と他の理事会の要望が競合する場合には、国家間理事会の要望が優先するものとする。

4 加盟国は、必要なら、国家代表が成員でない理事会、その他の機関に投票権なしにいつでも出席することができるものとする。

第29条（構成） 1 国家間理事会は、加盟国の首脳と外務相からなる。

2 この機構の会長および事務総長は、この理事会に出席することができる。ただし、会長と事務総長は投票権を有しないものとする。

3 議長国は、加盟国首脳の3分の2以上の多数によって選出される。現議長国は、2期つづけて議長国になることができないものとする。

4 同理事会と閣僚会議は、すべてコンセンサスによって決定され、委員会の決定は3分の2以上の多数決によるものとする。

第30条（原則と任務） 1 理事会の主要任務と原則は、つぎのとおりである。

- a. 全世界共通の利益を害せず、共同体の平和、福祉、友好および協力関係を促進しようとする精神を共有して、まずは合意できるものを優先することを原則とする。
- b. 憲章の範囲内の問題、機関の権限と任務にかんする事項を討議し、この種の問題または事項について、関係国、機構の機関と会員に提案する。ただし、この提案は、総会、平和理事会、領土境界理事会の発意による調停をさまたげないものとする。
- c. この憲章の範囲にある事項について、加盟国、その政府または官庁を法的に拘束する条約案およびその他の文書案を策定することができる。

2 国家間理事会は、原則として、非公開とする。ただし、調印された文書は、総会に報告されなければならない。

第31条（首脳会議） 1 必要におうじ、加盟国首脳だけからなる首脳会議が開催される。

2 加盟国首脳は、過去の事実の議論よりは、将来われらが関係国の国民に希望と活力を与えるような合意達成に努力しなければならない。

第32条（閣僚会議） 外務相会議、財務相会議は常設とし、その他の閣僚会議は、必要におうじて設ける。閣僚会議の主要任務は、機構内外の関係を調整することである。

第33条（委員会） 各閣僚会議のもとに、その決定の執行に責任を有する委員会を設置し、また国家代表が成員となっている理事会のためにも委員会を設けることができる。

第8章 連帯理事会

第34条（目的および圏単一大選挙区） 1 この機構が、国益だけでなく、共同体それ自体の公的な利益も代表することができるようにするために、連帯理事の選挙について初段階においては、北東アジア共同体の単一大選挙区制度を採用する。

2 この機構成立の10年後、中選挙区制と小選挙区制をも検討することができる。ただし、いずれの制度にも国際的な要素が導入されていなければならない。

第35条（選挙人） 1 選挙人は、加盟国から各50名の国会議員とする。選挙人は、加盟国内の各政党別および無所属の議員数の比例にもとづいて配分される。

2 秘密投票が確保されず、その制度が非効率的であり、または何らかの理由で秘密投票の実施に難点が多いと総会が決定した場合には、記名投票をおこなうことができる。

第36条（被選挙人） 1 加盟国から30名の連帯理事が選出される。立候補者には、圏内の18歳以上の市民になることができる。

2 連帯理事の立候補は、とりわけ、つぎの要件を満たしていなければならない。

- a. 自国民3名、他の関係国の国籍の異なる3名以上の国民の推薦があること。
- b. 選挙日の1か月前から、機構のホームページで、自己の政見を共同体内の諸政党に表明していること。
- c. 機構のホームページで、共同体内政党からの質問に可能なかぎり回答すること。

3 選挙は共同体内で同時に行われ、獲得投票数の多い30名が各関係国から選出される。自己の任務を果たさない連帯理事は、除名することができる。

第37条（構成） 1 連帯理事会は、各加盟国からの連帯理事25名、総計150名で構成される。

2 連帯理事は、他の理事会の理事と他の諸機関の役職を兼任することができる。

3 理事長は再選されず、次の選挙では前理事長の国籍と異なる会員、そのつぎの選挙では前任者2名の国籍と異なる会員が理事長候補となることができる。

4 副理事長は、理事長と同一の国籍であってはならない。

第38条（任務） 理事会は、共同体全体の共通利益を代表し、下記の主要任務を有する。

a. 機構内の機関に連帯理事を配属し、またこの機構外の団体または個人が連帯理事を必要とするときは、その問題を決定する。

b. 共同体全体の共通利益を探究し、その結果について総会に報告または提案する。

c. 共同体の国際問題にかんして、総会がその意志を決定できない場合、連帯理事会が、その4分の3以上の多数決で、総会での再審議を要請できるものとする。

d. その要請にもかかわらず、総会で決議採択が不可能なばあい、理事の4分の3以上の多数決で、この機構の意志を決定できるものとする。

e. 共同体内外の議員間およびNGO間の交流と相互理解を促進する。

f. 機構の中長期のより良い発展の構想を探究し、それについて総会に報告をする。

第9章 宗教理事会

第39条（構成）宗教理事会は、各加盟国から1名の連帯理事、および各宗教を代表する5名の宗教家と1名の宗教研究者、計42名からなる。

第40条（任務）理事会は、全人類の立場にたつて、下記の主要任務を履行する。

- a. 住民が、宗派と国境を超え、たがいに理解し尊敬し、さらに交歓できるよう配慮し、慈愛、寛容、思いやりの心で、幸福で安寧な人生をおくことに貢献する。
- b. 人びとが不幸、惨事などで苦悩しているときは、国籍を問わず、そのような人々を救済し、他方、紛争犠牲者、異郷で埋葬された故人らの供養にも寄与する。
- c. 機構会員が、できるだけ一致協力して共同体を発展させることができるように、会員を精神的に支え、鼓舞し、その活力、喜び、将来の希望のひとつの源となる。
- d. 共同体内の宗教家交流を促進し、諸宗教から抽出される共通原則につき、宗教家が相互理解を深めることができるような方法を探究する。

第10章 議員理事会

第41条（選挙）議員理事会の理事候補者は、事前に自己の政見を機構のサイトで公開し、自己の推薦者を関係国の市民からのものをふくめて公表しておかなければならない。

第42条（構成）議員理事会は、会員の議員のなかから各国同数で選出される3名および一国から選出される連帯理事1名、計24名で構成される。

第43条（任務）議員理事会は、下記の主要任務有する。

- a. 共同体内の議員交流と相互理解を促進し、議員部外の議員にも交流を呼びかける。
- b. 共同体内の政治的分野の協力関係を促進し、他の分野の協力関係をも支援する。
- c. 関係団体と住民の要望を受理し、会長とともに、その調整措置を検討する。
- d. 連帯理事の選挙のさい、議員部のなかから、少なくとも5名の連帯議員候補者を推挙する。
- e. 関係国の議員連盟、列国議員連盟（IPU：Inter-Parliamentary Union）などと連携を維持する。

2 議員は、過去の事実の議論よりは、将来われら国民に希望と活力をあたえるような合意達成に注意をはらい、異なる方針と立場の相違を強調せずに、むしろ超党派のかつ友好的な接近過程のなかで成果をえるよう努力しなければならない。

第44条（議員部）1 理事会下の議員部には、圏内の議員、元議員、元議員候補者のみならず、共同体外の議員も、部員としてまたはオブサーバーとして、参加できるものとする。

2 議員部は、議員団の出席者の多数で、その決定を採択できる。

3 議員部内に、機構の各主要機関に係る各種委員会を設置することができる。委員は、オブサーバーの資格として、主要機関に出席することができる。ただし、主要機関の長から意見を求められたときのみ、それを表明できるものとする。

第11章 平和理事会

第45条（構成） 平和理事会は、それぞれ加盟国から、国家代表1名、連帯理事2名、民間人1名、総計24名で構成される。ただし、所与の事件または状況につき、第3国の出席が必要と判断した場合、その国は理事会の定める条件で出席できるものとする。

第46条（主要任務） 理事会は、下記の主要任務を有する。

1 この共同体による提案または調停等の迅速な平和的行動を確保するため、会員は共同体の平和と安全の維持にかんする主要な責任を、この共同体内では、平和理事会に負わせるものとし、かつ、理事会がこの責任にもとづく義務を果すさい、会員に代わって行動することに同意する。

2 共同体内の人的および経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくし北東アジアの平和および安全の維持を促進する目的で、軍備規制の方式を確立するため、加盟国に提出される計画を作成し、それを総会に提出しなければならない。

3 加盟国および関係者が、この機構が定める平和地帯にかんする規則を遵守しているかを調査規程にしたがって調査する。

4 平和地帯の規則に反する疑いのある事実にかんして、理事会で判断できない場合、その問題をこの機構の事実調査委員会に付託することができる。

5 積極的平和を促進するため、つぎの平和教育と催事を実施する。

- a. 対立的かつ分断的な地域が組織的な平和地帯になる意義の教育の促進。
- b. とくにアジア諸国への平和地帯化にかんする情報提供。
- c. 諸民族間および諸国間の平和にかんするさまざまな催事の促進。

6 私人間と家庭内の暴力、少年間のいじめの問題解決にも寄与する。

第47条（平和地帯） 1 対立的な北東アジアを一変し、それを平和地帯とする。

2 加盟国は、つぎのような行動をこの平和地帯で慎まなければならない。

- a. 加盟国にたいする先制攻撃。
- b. 対 GNP 軍事費率および軍事要員の自国人口比率の増加。
- c. 相手締約国内の目的を標的とするミサイル兵器のセット。
- e. 無防備宣言自治体にたいする軍事行動。

3 前項以外の問題でも、加盟国は北東アジアを平和にするよう努力し、このような平和地帯の尊重を他国にも要請する。

第48条（平和的解決の義務） 1 いかなる紛争でも、その継続が共同体の平和、安全および友好関係の維持を危うくする恐れのあるものについては、加盟国は早期に平和的手段による解決を求めなければならない。

2 紛争当事者は、まず第1に、交渉によって紛争を解決するよう努力しなければならない。紛争の発生から20年以内に交渉で紛争を解決できない場合は、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、その他当事者がえらぶ平和的手段のいずれかを利用することは義務的であるものとする。

3 領土・境界紛争については、2045年まで国際裁判に付託することは義務的でないものとする。

第12章 友好理事会

第49条（大目的） 友好理事会の大目的は、北東アジア内の自治体、民間団体、一般人の平和友好関係をも強化することである。

第50条（構成） 友好理事会は、関係国から、それぞれ自治体代表5名、連帯理事2名、民間代表3名、計20名で構成される。理事長は、連帯理事の中から選出される。

第51条（主要任務） 1 理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 共同体内の友好団体の諸関係を強化し、包括的な友好自治体連盟、友好大学連盟、友好民間団体連盟、友好学校連盟、その他の友好団体連盟の結成を促進する。
 - b. 共同体内の団体で、まだ国際的友好関係を結んでいないものにかんして、そのような関係設定が有益であるとみえる場合は、そのような連携設定に助力する。
 - c. 北東アジア共同体の5年ごとにおこなうことが可能な平和友好文化祭を立案する。
 - d. 自治体が、みずから平和宣言自治体になる決議を採択する道を探究する。
 - e. 相手国の言語と文化を幼児期から一貫して学習する課程の導入を促進する。
 - f. 観光中の交流、ホームステイ、テレビブリッジ、スカイプ、MLによる交流、その他インターネットを駆使し、会員間の相互理解と友好関係を促進する。
- 2 友好理事会は、東北アジア地域自治体連合（NEAR）、他の国際的な友好団体、その連合体などと友好関係を維持する。

第52条（ホームステイ） 機構に付属する北東アジア共同体ホームステイ協会は、共同体内のホームステイの活発な都市に支部をおき、それを下記のような原則でおこなう。

- a. 協会は、会員だけでなく、他のホームステイ関係団体とも協力する。
- b. 協会の役割は調整的なもので、各支部は独立の支部予算で主体的に活動する。
- c. 協会は、団体ホームステイのみならず、個人的なものをも支援する。
- d. 滞在者は、「平和使節」または「平和天使」として接受され、友好関係を維持する。
- e. 所与のホームステイの関係支部が、その形態（相互的、片務的かなど）を決定できる。
- f. 「平和使節」の派遣と接受側は、食べ物の嗜好、習慣の相違などを事前に学習する。
- g. 「平和使節」は、接受側に個人情報と滞在前後の日程を事前に書面で知らせておく。
- h. 接受側は、原則として、朝食、夕食、宿泊を「平和使節」に2日間無料で提供する。

第53条（平和福祉友好館） 1 関係国は、みずらも出資し、その出資比率にかかわらず、相手側の友好自治体または他の主体が管理運営できる包括的機能の平和福祉友好館が、共同体内の友好自治体内にそれぞれ建設されることを促進する。

2 関係国が、この憲章に署名しないあいだ、この機構の会員が、独自にまたは共同体内の自治体、その他の出資者とも協力しあって、個別的または包括的な平和福祉友好館を建設するよう努力する。

3 このような会館は、公的または私的に北東アジアの多くの都市または場所に建設されることができる。この会館には、世界のいろいろな国からの国際団体と個人も同居できるようなものにすることが望ましい。

第13章 法務理事会

第54条(構成) 1 理事会は、加盟国から、それぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、大学教授1名、弁護士1名、計30名で構成される。

2 国別の成員数に不均衡が生じる場合には、それは大学教授または弁護士によって補充される。

3 法務理事会の事務局は、共同体機構の事務局から独立したものとして設置する。その局員のもっぱら国際的性質を尊重し、これらの者を会員は左右してならない。

第55条(任務) 法務理事会は、つぎの主要任務を有する。

- a. 総会に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成すること。
- b. 国際法だけでなく、国内法上の紛争解決にも資する機構の制度を考案すること。
- c. 共同体の発展にともなう現行諸条約の条文の改正を研究し、それを発表すること。
- d. 北東アジア裁判所の事実調査委員会の委員を推薦すること。

第14章 領土境界理事会

第56条(原則) 1 領土境界理事会は、共同体内の領土境界紛争にかんして、紛争当事者が双方とも等しく満足するような解決方法を見出すよう努力しなければならない。

2 領土境界問題は、国家の尊厳と民族的または個人的感情に痛烈に触れることがあるため、すべての会員は、過激な感情的言辞をさしひかえなければならない。

3 係争地の帰属については、紛争発生前の事実を重視し、紛争発生後は係争国の合意を重視するものとする。

4 理事会は、共同体内の領土境界の画定または帰属について、法的結論を差し控えないければならず、法的判断をなすのは国際裁判所であるという原則を維持する。

第57条(構成) 1 理事会は、加盟国から、それぞれ国家代表が1名、連帯理事5名、国際法学者1名、国際関係学者1名、関係自治体公務員1名、計54名で構成される。

2 所与の事件について、理事会の承認がある場合には、利害関係者は投票権なしで理事会において発言できるものとする。

第58条(任務) 1 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 共同体内の明確な合意のある国境と境界、そうでないものを調査する。
 - b. 領土境界の紛争当事者の主張、その証拠の全文または要約の文書を準備する。
 - c. 共同体内の領土境界関係の一般条約草案を総会に提示する。
 - d. 領土境界紛争解決のための世界的な一般的制度を探究する。
 - e. 自らの判断によって、所与の領土境界紛争について調停者になることができる。
- 2 理事会は、周旋、仲介、狭義の調停のうち、所与の紛争に適したものを採用できる。
- a. この3つの形態のうち、なにを所与の段階で適用するかは理事長が決定できる。
 - b. 会員以外に適切な調停者がいる場合には、その者に調停に加わるよう要請できる。
 - c. 半世紀間も未解決な領土境界紛争については、国連に調停を求めることができる。

第15章 経済社会理事会

第59条（構成）経済社会理事会は、関係国から、それぞれ国家代表1名、連帯理事2名、民間人2名、計30名で構成される。

第60条（主要任務）1 理事会の主要任務は、公法分野にあり、以下のとおりである。

- a. 機構の年間および5か年間の経済的社会的計画を立案し、それを総会に提示する。
- b. 共同体の経済社会問題にかんする機構の年間予算と決算を総会に提出する。
- c. 共同体の富源の開発、財政状況、輸送手段、商品とハイテクの販売、インフラ整備などの全体像を把握し、それにかんする提案をふくむ報告書を総会に提出する。
- d. 共同体内の住民の健康、経済格差、福祉などの諸問題の解決を促進する。
- e. 共同体の経済的社会的発展に資する国際大会の組織を奨励する。

2 理事会は、その任務内で条約案を作成し、民間人と協定を締結することができる。

第16章 金融産業理事会

第61条（構成）金融第61条（構成）金融産業会は、加盟国からそれぞれ連帯理事1名、民間人9名、計60名で構成される。理事会は、そのもとに共同体企業家連合を組織する。

第62条（任務）1 理事会の主要任務は、主に私法分野にあり、以下のとおりである。

- a. 北東アジア共同体の福祉と経済的発展にめ奉仕する金融と産業を奨励する。
- b. このような金融と産業の活動を支援する北東アジア共同体銀行の設立に努力する。
- c. 共同体の発展に資する企業を育成し、それに適切な情報を提供する。
- d. 理事会が経営する、または経営に参加する企業の形態を研究する。
- e. 機構のロゴ、「母IIボAヨ」などを商品に利用することを企業に認可する。

2 北東ア機構の会員企業は、財政の許す範囲で、この機構を支援するものとする。

第17章 人権擁護理事会

第63条（構成）人権擁護理事会は、関係国からそれぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、民間人2名、総計14名で構成される。

第64条（原則と任務）1 理事会は、下記の原則に立脚しなければならない。

- a. 国連憲章の人権関係の原則を尊重し、この共同体に適切な制度を利用する。
- b. 共同体内の特殊性とその歴史的、文化的、および宗教的背景を考慮する。
- c. 同国人のどうしの人権問題をのぞき、共同体内の国際法上の人権事項をあつかう。

2 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 人権教育、助言サービス、技術的援助の提供を促進する。
- b. 国際法上の人権問題について、対話のためのフォーラムとなる。
- c. この共同体にかかわる国際法上の人権の促進と保護にかんして提案する。
- d. 国際法上の人権侵害の防止に貢献し、この種の緊急事態のさい、公表が適切であると理事会が決定したときは、できるだけ早く自己の提案を公表する。
- e. この共同体にかかわる国際人権不服審査制度を研究する。

第18条 雇用労働理事会

第65条（構成）雇用労働理事会は、関係国からそれぞれ国家代表1名、連帯理事2名、使用者側の民間人1名、労働者側の民間人1名、計30名で構成される。

第66条（任務）理事会の主要任務は、北東アジアの国際的雇用労働にかんするものであり、それらは以下のとおりである。

- a. より人道的な労働条件がこの地域で採用される方策を加盟国と関係者に提案する。
- b. 失業が減少する共同体の樹立をめざし、それについて加盟国と関係者に提案する。
- c. 外国人労働者の受入は、できるだけ相互的な基礎でおこなう方法を検討する。
- d. 北東アジア諸国の国際的な求人情報を公開し、他方、この機構の会員企業が、この機構の会員、とくに青年の雇用について、特段の配慮をする方策を検討する。
- e. 自然災害、戦争、内乱、秩序崩壊、領土移転による失業者の国際的救済に寄与する。

第19章 福祉医療理事会

第67条（構成）福祉医療理事会は、加盟国からそれぞれ連帯理事1名、国家公務員1名、民間人3名、計30名で構成される。理事会のもとに、福祉医療部をもうける。

第68条（任務）理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 国際協力のため、福祉と医療にかんする北東アジアの基本的な状況を調査する。
- b. 人道的な福祉医療条件がこの地域で採用される方策を加盟国と関係者に提案する。
- c. 国際研修、ボランティア活動、他の国際協力のため、福祉医療関係者と連携する。

第69条（自治体の準備）緊急事態が生じた場合の国際支援について、機構加盟自治体、加盟病院、その他の関係会員は、国際支援を事前に研究しなければならない。

第20章 人道支援理事会

第70条（構成）1 人道支援理事会は、平時には加盟国から、それぞれ国家代表1名、連帯理事1名、国家公務員1名、地方公務員1名、民間人5名、計54名からなる。

2 緊急事態のとき、理事会は関係国から国家代表各1名、連帯理事各1名からなる。

第71条（任務）理事会は、下記の重要な主要任務を有する。

- a. 自然災害、戦争、内乱、秩序崩壊、領土移転により異常な生活をしている人びとを支援し、その支援の調整者（コーディネイター）を養成する方策を提案する。
- b. ありうる大惨事について、詳細なシミュレーションを想定し、専門家のコメントを加えて、北東アジアにおける大災害時の予防的措置を公開しておく。
- c. 大惨事中、会員、とくに加盟自治体が、北東アジアの被災自治体または個人に迅速な支援をおこなう大惨事対策本部を設置する。

第72条（加盟国）故意または過失によって、民間人または自治体が起こした大惨事が相手国に損害をあたえたさい、その民間または自治体が補償できない部分は、その加害者の国家が代位責任を負うものとする。

第21章 通信運輸理事会

第73条（構成）理事会は、加盟国から、それぞれ国家代表1名、連帯理事1名、民間人3名、計30名で構成される。

第74条（主要任務）理事会は、以下の主要任務を履行する。

- a. 会員の通信運輸活動を支援し、共同体内の国際的運輸の調和的発展を計る。
- b. インターネットを駆使して、共同体内の通信運輸の現状を公開する。
- c. 共同体内の安全な物流の組織化を調査し、その情報を会員に提供する。
- d. 共同体内の通信運輸を円滑に発展させるための協定案を作成し、総会に提出する。

第22章 資源環境理事会

第75条（構成）資源環境理事会は、加盟国からそれぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、民間人2名、総計30名で構成される。

第76条（任務）資源環境理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 共同体内の環境資源の関連条約、その現状、将来の予想、悪化対策を研究する。
- b. 総会に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成する。
- c. 環境と資源保護団体間の国際的、国内的、および地域的協力を促進する。
- d. 環境と資源保護と改善に努力する企業及び個人のために、環境基金を創設する。
- e. 必要なら、所与の事態の責任について、理事会の意見を総会に提示する。
- f. 共同体共通の環境基準を設定し、その基準を満たす会員の商品名を公示する。

第77条（半閉鎖海）資源保護のため、海洋法国連条約の締約国である日本とロシアは、同条約にしたがい、オホーツク海を半閉鎖海と宣言することができる。ただし、ここで可能なかぎり、日ロ両国は諸国の漁民の既得権を衡平に考慮しなければならない。

第23章 エネルギー理事会

第78条（構成）エネルギー理事会は、加盟国からそれぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、民間人2名、総計30名で構成される。

第79条（主要任務）理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 化石資源（石炭、石油、天然ガスなど）の適正な使用を検討し、総会に提議する。
- b. 再生可能エネルギー（風力、水力、地熱、太陽エネルギー、海洋エネルギー、バイオマスなど）の開発の圏内における協力関係を推進し、総会に提議する。
- c. エネルギー分野への会員企業の参入を支援する。
- d. 共同体内のエネルギー開発に資する国際大会の組織を立案する。
- e. 共同体内のエネルギーについて、協定案を作成し、それを総会に提出する。
- f. エネルギーの陸上および海底輸送にかんする情報を収集し、それを研究する。

第24章 教育科学文化理事会

- 第80条（構成と任務）1 教育科学文化理事会は、各加盟国から、それぞれ連帯理事が1名、公務員1名、民間人5名、計42名で構成され、そこにいくつかの部を設ける。
- 2 理事会は、下記の部を運営する任務を有する。

- 第81条（部の主要任務）1 教育部は、学校教育と生涯学習において、共同体内の相互理解、生徒と学生の留学を促進し、専門家養成のため幼少時からの一貫教育を策定する。
- 2 科学部は、どの科学のどの分野が共同体の発展に効果的かを研究を奨励し、その中で実用化できるものの開発を提案し、その関係者間の交流を促進する。
- 3 文化部は、共同体の発展のため、何が文学、演劇、映画、音楽、絵画などの各分野のなかで効果的かを検討し、その報告および計画を提案し、同時にそれを奨励する。これらの催しは、共同体のいろいろな都市と場所で、相互的に開催することを原則とし、大衆に感動、共感、ときには涙、しかし結局は、希望と光をあたえることを旨とする。
- 4 法学部は、国際法、平和学、国際政治学、国際行政学などの研究を奨励し、この機構に関係する専門家を養成する計画を策定し、それを促進する。
- 5 生活部は、共同体の福祉関係の情報を交換し、消費者保護、生活環境改善、ボランティア活動を促進し、茶話会、親睦会、クラブなどの大衆的な場の設定を促進する。

第25章 報道情報理事会

- 第82条（構成）報道情報理事会は、共同体にかんする完全中立かつ公正な報道を主目的とし、加盟国から、それぞれ連帯理事2名、民間人3名、計30名からなる。

- 第83条（主要任務）1 理事会は、下記の主要任務を履行する。
- 共同体内外の客観的、中立的かつ公正な報道の確立に寄与しなければならない。
 - そのため、共同体単一の公正な報道機構の設立を立案し、その運営に参与する。
 - 理事会の刊行物を発行し、それを電子化し、そのサイトを作成する。
- 2 報道関係の会員は、その可能な範囲で、前項が定めている公正な報道機構の設立、その運営と管理を支援する。

第26章 観光ホテル理事会

- 第84条（構成）観光ホテル理事会は、加盟国から、それぞれ連帯理事1名、民間人4名、計30名で構成される。

- 第85条（任務）1 理事会は、下記の主要任務を履行する。
- 国際観光が、住民に有益で、相互理解に役立つような方策を検討する。
 - 国際観光が、会員と旅行者の志向にそって、より多様になる企画を支援する。
 - 観光協会、ホテルおよび宿泊施設の情報を集積し、その組織化に寄与する。
 - レストランが、国際的な相互理解にさらに役立つような方法を検討し、できるだけ北東アジア共通基準の関係民族のメニューをお客に提供する。
 - 理事会が経営する、または経営に参加する観光ホテルの形態、および総合的な「北東アジア共同体町」または「村」の企業の形態を研究する。

第27章 スポーツ理事会

第86条（構成）理事会は、加盟国から、それぞれ、連帯理事1名、公務員1名、民間人3名、計30名で構成され、そこにいくつかの部を設ける。

第87条（任務）1 理事会は、下記の主要任務を履行する。

- a. 全共同体レベルでおこなう定期スポーツ大会の企画を支援する。
- b. 共同体内の人びとが、スポーツを通して親善交歓できる場の企画を奨励する。
- c. 国際親善用の簡易な新種のスポーツ種目を考案し、その指導者を育成する。

2 理事会傘下のスポーツは、国威発揚でなく親善を旨とし、団体または個人の努力を表彰する。国歌の演奏は行わないものとする。

第28章 青少年理事会

第88条（構成）青年理事会は、加盟国から、それぞれ、連帯理事1名、公務員1名、民間人7名、学生2名、計30名で構成され、その機関として、15歳から29歳までの会員からなる青少年部をおく。

第89条（任務）理事会は、下記の主要任務を履行する。

- a. 青年部の全圏的な組織化、および国別支部の組織化を推進する。
- b. 青年部が、圏内の学生と生徒との良好かつ未来志向の関係を結ぶことを奨励する。
- c. 平和文化祭を開催し、平和教育基金の創設と運用をおこなう。
- d. ホームステイ、インターネット、とくにスカイプで若者の交流をも促進する。

第5部 北東アジア共同体裁判所

第29章 北東アジア共同体裁判所

第90条（裁判所規程）1 北東アジア共同体裁判所は、事件が北東アジア共同体に関係するなら、共同体だけでなく、共同体外の住民その他の法的主体のためにも開放される。

2 裁判所は、北東アジア共同体裁判所規程にしたがって、任務をおこなう。

3 憲章の締約国と機構の主要機関は、北東アジア共同体裁判所規程の当事者となる。ただし、関係国は、機構への加入にあたり、必要な留保を提起できるものとする。

第91条（他の裁判所への付託）会員は、その相互間の紛争解決をすでに存在し又は将来締結する協定によって、他の裁判所に付託することができる。

第92条（勧告意見）この機構の各主要機関は、国際的性格を有する法律問題について、裁判所の判決または勧告意見を求めることができる。

第6部 事務局

第30章 事務局

第93条（構成）事務局は、一人の事務局長とこの機構が必要とする職員からなる。事務総長は、その資格で機構のすべての機関において行動し、かつ、これらの機関から委託される他の任務を遂行する。

第94条（影響行使の禁止）加盟国および他の会員は、事務総長と職員との責任のもっぱら国際的性質を尊重すること、並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしなことを約束する。

第7部 最終規定

第31章 国際協力

第95条（国際協力）この機構は、加盟国、国際連合、国際組織、NGO、NPO、とくにこの機構と類似組織の他の国際共同体機構（以下、共同体機構という）と協力関係を維持する。

第96条（共同体機構間の協力）この機構は、世界平和を強化し、諸民族の友好と協力を促進するために、他の類似の共同体機構と下記のような有機的関係を維持しなければならない。

- a. 各共同体機構は、つねに平和的、友好的かつ協力的な関係を強化しなければならないが、同時に他の地域的機構にたいしても、そのような関係を維持しなければならない。
- b. われらが機構は、できるだけ他の共同体機構に類似している目的と機関を維持し、連携をとりやすくすると同時に、他の共同体機構の経験をも考慮する。

第32章 雑則

第97条（憲章の優先）加盟国のこの憲章に基づく義務が、その国内法の義務に抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先する。

第98条（法律上の能力）この機構は、加盟国との協定に基づき、その任務の遂行およびその目的達成のため必要な法律上の能力を加盟国の領域で享有する。

第99条（無期限延長）1 この憲章発効の25年後、憲章が無期限に効力を有するか、現行の拒否権、裁判管轄権、その他の制度を改正すべきかを決定するために、その再検討会議を開催する。その決定は、会員の3分の2以上の多数票による決議でおこなう。

2 各締約国は、この憲章の対象である事項に関連する異常な事態が、自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、この条約から脱退することができる。

第100条（所在地と正文）1 総会が、この機構の本部の所在地を決定する。総会は、25年ごとに本部または支部の所在地を再検討することができるものとする。

2 この機構においては、各加盟国の言葉をひとしく正文とする。2つの正文間の意味の相違は、英文を考慮しつつ、調和的に解釈して適用しなければならない。

北東アジア共同体裁判所規程要綱

いつアジアに、それ独自の国際裁判所が設立されるであろうか。欧米には、そのような国際裁判所が存在しているので、国連の国際司法裁判所（ICJ）をまたず、その国際紛争をその国際裁判所でみずから解決できる。

現段階のアジアでは、その地域的な国際裁判所が設立される可能性は、まったくない。それにもかかわらず、2013年8月22日、札幌で小生が北東アジア共同体裁判所規程要綱案を提示せざるをえなかったのは、法的にも未発達なここ北東アジアで、ひとつの選択肢となる将来のための芽を提示しなかったからである。現段階で存在しなくとも、「法の支配」の重要性が認識されるにつれ、いずれの時に、それは半世紀後であったとしても、出現するかもしれない。中長期的には、アジアでの地域的な国際裁判所について、もっと多様な提案がなされるであろう。

北東アジア共同体を構想し、それを発展させる過程では、やはり同共同体裁判所をいちおう定めていたほうが一貫しているので、そのように機構憲章の第29章で「北東アジア共同体裁判所」にかんする諸条項をおき、それをより具体的にしめす文書として、下記の北東アジア共同体裁判所規程要綱を作成した。

北東アジア共同体裁判所規程要綱が、北東アジア共同体機構憲章に付属するものとして提示している。この裁判所は、それに事実調査委員会が関係していることに一大特徴がある。この案では、第1部が「北東アジア共同体事実調査委員会」、第2部が「北東アジア共同体裁判所」であり、その第1字私案は、下記のとおりであるが、厳格な規定が求められる文書としては、簡略すぎるので、第2次案では詳細な諸条項を考えたい。現段階の要点は、下記のとおりである。

北東アジア共同体裁判所規程要綱

われら北東アジア共同体機構憲章の締約当事者は、
圏内の紛争を平和的に解決し、力でなく、法の支配する北東アジアの法治共同体の発展に寄与し、
圏内の住民が平和に、かつ友好的に共生できるようにする組織を創建し、それを発展させる目的のため、
北東アジア共同体機構憲章をつらぬいている精神に基づき、
北東アジア共同体裁判所規程要綱が、北東アジア共同体平和機構憲章と一体をなすものとして、
2013年8月22日、ここに北東アジア共同体裁判所規程要綱を採択した。
われらが賛同したこの裁判所規程要綱は、下記のとおりである。

第1部 事実調査委員会

第1条（地位）事実調査委員会（以下、委員会）は、北東アジア共同體裁判所に付属する常設機関とする。委員会は、加盟国のいかなる機関からも独立し、その委員は、もっぱら自己の良心に従い、事実審査の目的ため行動しなければならない。

第2条（構成）1 加盟国政府が、委員3名を指名し、これらの委員が第7の委員の委員長を選ぶ。委員長には、第3国の国籍の者も指名されることができる。

2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、委員会の構成はそれによる。

第3条（審査事項）委員会は、圏内の国際的事項について、その事実のみを審査することができる。

a. 加盟国家間の事件、加盟国とそれ以外の加盟国の国民間の事件、加盟国の国民間の事件。ただし、民間だけの国際的事件の審査については、裁判所規則によって制限される。

b. 加盟国間の係争地内又はその周辺で生ずる密漁、越境、衝突、逃走などの事件。

c. 加盟国間の諸条約上の権利義務関係にかかわる事件。

d. 付属書が定める圏内の巨大プロジェクトにかんする事件。

e. 紛争当事者が、事実審査に合意するその他の紛争。

第4条（調査専門家団）所与の紛争について、委員会は、原則として、その事実調査に適切と判断される下部機関である専門家団を編成するものとする。

第5条（調査への協力）加盟国は、その法令に従って、調査専門家団の調査に協力しなければならない。

第6条（審査報告書）委員会は、前条で規定されている要請があったときは、もっぱら事実審査のため専門家団と協議し、その審査報告書を作成しなければならない。

第7条（法的判断の回避）専門家団が認定した事実にかんし、この専門家団も委員会も法的判断を差し控え、また責任（損害賠償）の判断にも触れないものとする。

第8条（報告書の提出）同委員会は審査報告書を加盟国および関係者に提出しなければならない。

第9条（上級審査機関）事件又は紛争当事者は、事実調査委員会の事実認定に不満である場合に、第2部で規定されている北東アジア共同體裁判所に上訴できる。

第10条（他の調査機関）委員会以外の国家機関、団体又は個人が、所与の事件につき独自に事実の調査をおこなうことは妨げられない。

第2部 北東アジア共同体裁判所

第1章 総則

第11条（管轄権） 1 加盟国が、交渉又は他の方法で解決されない、条約、その付属議定書又はその細則の解釈又は実施にかんする加盟国間の紛争で、北東アジア共同体にかかわるものと認めると場合は、その紛争はいずれかの紛争当事者の要請により、この北東アジア共同体裁判所（以下、裁判所という）へ付託することができる。

- 2 裁判所は、前項のほか、つぎの事項についても管轄権を有する。
- a. 認定されるなら条約又はそれにもとづく協定の国際義務の違反となるような事実。
 - b. 前条の審査委員会の審査報告書に不満である事実の認定。
 - c. 加盟国が、その都度または一般的に合意するその他の紛争。
 - e. 付属書が定める圏内の国際的な巨大プロジェクトにかんする紛争。

第2章 臨時裁判所

第12条（臨設） 裁判所設立されてからの初段階の過渡期においては、事件のつどごとに加盟国政府が必要と判断したとき臨時に裁判所を設置し、そのつど臨時裁判所の構成およびその特定任務を規定することができる。

第13条（設置提案） 一国が、臨時裁判所設置を提案したとき、それについて他の加盟国は誠実に交渉しなければならず、その交渉が合意に至らない場合に、この両者は、つぎの第3章に規定されているような形の裁判所を設置するものとする。

第3章 常設裁判所

第15条（設置） 北東アジア共同体常設裁判所は、北東アジア共同体機構の設立後、その総会が同裁判所の常設の必要性を認めたときから、その設立準備を開始する。

第16条（構成） 1 常設裁判所のために、加盟国政府が、それぞれ2名の裁判官を指名し、その4名が第5の裁判長を選ぶ。第3国人が裁判長になることもできるものとする。

- 2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、裁判所の構成はそれによる。

第17条（上訴） 加盟国のみが、訴訟当事者になるような事件については、国際司法裁判所を上訴裁判所とすることができ、個人が当事者である事件では、この裁判所の判決を終結として、上訴を許さないものとする。

第18条（勧告的意見） 係争地とそれに関連する諸問題についての利害関係者は、その国際法上の問題についても勧告的意見を与えるよう、裁判所に要請することができる。

第19条（判決の不履行） 加盟国は、上訴しなければ、この裁判所の判決にしたがうことを約束する。個人が訴訟当事者で、上訴を許さない判決において、加盟国が判決を履行しない場合に、その個人の属する加盟国は、国際連合にたいし、しかるべき措置を決定するよう要請できるものとする。

資料編

2013年8月22日、オホーツク海共同体平和機構と北東アジア共同体平和機構を設立させるために、札幌で国際大会がおこなわれた。当日の大会はもちろんのこと、その後におこなわれたML総会でも、重要議題が審議され、先導者としての小生の立場も表明された。下記の資料は、その一部分である。

森喜朗元首相に北東ア機構会長の就任を懇請する設立総会決議

2013年夏、設立総会の準備がすすむにつれ、だれが共同体機構の会長になるかが話題になるたびに、ほとんどの会員候補者は、私になるべきだということであったが、私は固辞した。というのも、だれか北東アジアで名が知られ、実行力があり、もっとも信頼感のある有力者の就任が、最良の選択肢だと考えたからである。

設立総会前に、インターネットでML総会がおこなわれた。MLはMailing Listの略語で、このシステムでは、関係国の会員候補者たちは、あたかも会議がおこなわれているかのようになり、同時かつ瞬時に意見を述べ、参加者の意見を集約できる。2013年7月28日のML総会では、結局、つぎのように、筆者の提案が圧倒的多数で可決された。

「すべての会員は会長候補になることができる」（憲章案21条）ので、この権利は会員に留保されているが、北東アジア共同体機構で、森元首相に会長として就任して下さるようお願いすることについては異論がでておりませんので、この線で森氏に懇請する。

2013年8月22日、本番の設立総会が開催されたとき、北東アジア共同体平和機構の部で、設立総会発起人代表として、小生は文書で下記のように提案した。

まず想起すべきは、本年7月28日のML総会で、役員については、とりわけ、下記のような方針が採択されたことです。

1. 総会は森喜朗元総理大臣に北東アジア共同体平和機構の初代会長の就任を懇請すること

当22日の総会の質疑応答では、会員候補のなかから、やはり小生が会長になったほうがよいとの意見もでたが、ここでも私はその提案を固辞し、北東アジアの相互理解と発展のためには、そのための最適任者のひとりである森喜朗元総理大臣にまずは懇請したい、だれか適任者が出現するまで愚生は「暫定会長」（いわば会長代行）となって、会長が有すべき職務をまっとうしたいと述べ、結局、私の考え方が総会で承認された。

いつ森氏に懇請するかは、中国とモンゴルからも、それぞれ100名以上がこの機構の会員になってからと思っていたが、その時期を待たずにお願いすることもありえよう。

ハバロフスク・ホームステイ協会と北東ア機構間の協定

2013年8月22日、オ機構と北東ア機構の設立総会が開催されたとき、夕方に北東アジア祭がひらかれた。ロシアからは舞踊団が来札し、そのときほとんどの団員は、私の家をふくみ、札幌市内の家庭にホームステイをした。標記の協定は、これを契機に締結されたもので、その全文は下記のとおりである。



ハバロフスクの少年少女歌舞団

ハバロフスク・ホームステイ協会と北東ア機構間の協定

北東アジア共同体平和機構友好理事会（以下、友好理事会）、およびオホーツク海共同体平和機構付属ハバロフスク・ホームステイ協会（以下、ハバロフスク・ホ協会）は、

北海道とハバロフスクの良好な関係の促進に寄与することを希求し、

ホームステイの普及が、双方の相互理解に役立ち、友好を深め、真の平和の強化に貢献できることを確信しつつ、

2013年11月11日、それぞれ和文と露文の本友好協定を確認して、同日この協定を締結した。

第1条

友好理事会とハバロフスク・ホ協会は、特にホームステイの分野において相互に協力しあい、両団体の会員どうしが良好な関係を保つようとする。

第2条

両団体は、必要と準備度におうじて、具体的な契約を締結するものとする。

北東アジア共同体平和機構 暫定会長

金子 利喜男

オホーツク海共同体平和機構付属ハバロフスク・ホームステイ協会会長

アレクサンドル・クタシヨフ

Дружественное Соглашение

между Мирной Организации для Сообщества
Северо-Восточной Азии (МОССВА) и
Хабаровским Обществом для Проживания в Семье при Мирной
Организации Сообщества Охотского Моря (ХОПС)

МОССВА и ХОПС,

надеясь, что сотрудничество между МОССВА и ХОПС будет вносить вклад в содействие хорошим отношениям между Хоккайдо и Хабаровском, осознавая, что распространение системы проживания в другой семье (home stay) может служить взаимопониманию друг друга, и углублять дружбу, внося вклад в укрепление подлинного мира,

11 ноября 2013 в городе Саппоро решили заключить настоящее дружественное соглашение.

Статья 1

Обе стороны, МОССВА и ХОПС, будут сотрудничать друг с другом, особенно в области проживания в другой семье, продолжать хорошие отношения между членами этих организаций.

Статья 2

Обе стороны будут заключать конкретный договор по необходимости и готовности.

Временный президент МОССВА Канэко Рикио,

Главный директор ХОПС Куташов Александр,

北東アジア機構の日本人とモンゴル人の友好クラブ規約（案）

われらが機構の日本人とモンゴル人は、

日本とモンゴル両国の文化・伝統を相互に尊重し合い、

北東アジア共同体平和機構に所属する会員間の協調と調和をはかり、

両国の文化、スポーツ、交流会などとおして、相互理解と友好が深まることを希望し、

2013年8月22日、平和機構の国際大会開催のさい、両国民会員間のこの友好クラブ規約案を採択した。

第1条（目的と活動） この友好クラブ（以下、クラブ）の目的は、つぎのとおりである。

- 1 人と物の交流をおとして、日本人とモンゴル人とのあいだの協力と友好関係をふかめる。
- 2 とくに両国の青少年が活発に交流し、国際的な親睦をふかめることができる場を設定する。
- 3 両国の政治、経済、文化、スポーツ、生活、観光など包括的な学習または研究をおこなう。
- 4 経済関係の分野で、会員の企業、および「北東アジア共同体」の名を使用する企業を支援する。
- 5 スポーツの分野ではとくに関係国内での青少年の相撲、食文化ではモンゴル料理の普及に貢献する。

第2条（原則） クラブは下記の原則を厳守する。

- 1 両国の主権と文化を相互に尊重し、両民族間の、また単に人間としての友好関係を最重要視する。
- 2 日本とモンゴル間の関係を重視しつつも、もっと多彩な環境のなかで多面的な調和をもはかる。
- 3 交流などの成果は、いろいろな機会に発表し、同時にホームページなどで公開する。
- 4 われらがクラブは、モンゴル所在の平和機構モンゴル友好団体と緊密な協力関係を維持する。

第3条（入会） 日本人とモンゴル人だけでなく、つぎの要件をみたす者、第3国人もクラブに入会できる。

- 1 平和をねがい、より良い日蒙関係と地球共同体の樹立に関心があること。
- 2 この規約を順守する用意があり、メンバーの多様性をみとめる寛容さをもてること。

第4条（構成） クラブは、つぎのように構成される。

- 1 クラブには、総会、代表、副代表、外務係、内務係、連絡係、会計係、その他の機関を設置する。
- 2 代表は、クラブ員のなかから選出され、代表は副代表、係、その他の役員を任命できる。
- 3 代表、副代表、会計、その他の役員の任期は、原則として1年間とする。

第5条（総会） 総会は、出席クラブ員の過半数でクラブの代表を選出し、年間計画、予算、規約改正、その他の重要な事項を決定する。意思表示は、ML、電話、ファクス、スカイプなどでもできるものとする。

第6条（年費） すでに北東アジア共同体平和機構に会費を支払った者は、クラブに年会費を支払う必要はない。クラブ員は、クラブ独自の企画については、その特別予算として、例外的に費用を分担することがありうる。

第7条（所在地） このクラブの所在地は、当面、札幌市豊平区西岡5条14丁目14番とし、その事務所本部はその「平和福祉館」内に設置する。

2014年までの北東ア機構の主要活動

9月27日、北東アジアの暫定会長として、小生は2014年までの主要活動を6つ提示し、それは10月27日ML総会で採択された。その後に暫定会長によって、時期などのわずか修正されたものが、下記の文書である。これは、北東アジア共同体、さらには世界の平和に貢献するうえで有益かつ興味ある事項である。すなわち、

2014年までの 北東ア機構の主要活動

1. 第2回国際大会 (PO 総会, 分科会, 全体会議は, PO の予算かつ PO の名で)
2. 第2回国際囲碁交流 (これも, PO の予算から, そして PO の名で)
3. 国際相撲交流 (日蒙間の交流, これも, PO の予算から, そして PO の名で)
4. 北東アジア祭 (PO から独立した発起人会で出発。PO が共催者または主催者が可)
5. 北東アジア学会 (PO から独立した発起人会で出発。PO の第3セクターと似ている。)
6. PO の経済活動 (これについても, 会員からの発案, 積極性を期待しています。)

2014年までの日程

2013年

- 10月8-9日、白鵬へ北東ア暫定会長が表敬
10月13日-24日、暫定会長が、韓国とモンゴルを訪問し、友好と経済関係を調査
12月 北東ア事務所開き (平和福祉館で)

2014年

- 1月 北東アジア共同体社の設立
3月 北東アジア共同体学会の設立
6月上旬 第2回共同体機構国際大会
10月 北東アジア親善スポーツ (いくつかの種目のうち簡単なもの)
11月 北東アジア親善囲碁

北東ア機構とオ機構の財政

2013年10月27日、ML総会は、暫定会長提案の下記の文書を採択した。

規約と憲章上の原則と規則

北東ア機構（北東アジア共同体平和機構）、オ機構（オホーツク海共同体平和機構）を円滑に運営するためには、その収入が多くなるような財政を考案しなければなりません。その基本は、「共同体機構規約」、それに「北東アジア共同体平和機構憲章」で、部分的に定められています。この規約と憲章によれば、

1. 経済社会理事会は、機構の年間および5か年間の経済的社会的計画を立案し、それを総会に提示し（憲章60条）、総会が機構の予算を審議し決定する。一般会員の年会費は、1日の食費を標準とする。（第24条）

2. 機構の経費は、原則として、加盟国および自治体が負担する。会費は、加盟国の一人当たりGNPを考慮して決定する。（憲章24条）（しかし、自治体にしても、この機構の会員になるには時間がかかるから、当面は個人主体の機構として運営される。）

3. 国家、自治体の年会費は、加盟国のGNP、人口などを考慮し、総会が決定する。個人会員の年会費は、その種類により、つぎのとおりとする。（一般会員の年会費は、だいたい1日の食費を標準としている。）（規約第13条、164ページ参照）

4. ホームステイ協会の役割は調整的なもので、各支部は独立の支部予算で主体的に活動する。（憲章52条）

追加的な予算原則と規則

1. 団体会員の年会費は2万円として提示する。（一律に2万円としたのは、団体の規模で団体会員費を異なるようにする基準を即決できないため。）
2. 会員は北東アへの支払で十分で、オ機構へ年会費を支払う必要はない。ただし、オ機構独自の催事については、オ機構関係会員は、その経費を分担する。
3. 国別総本部の独立予算編成を共同体の予算原則の1つとする。国別予算編成は、国別総本部で決定する。（日本については、金子利喜男が日本総本部の部長）
4. 会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。ただし初回の会計期間は、2013年8月22日から翌2013年12月31日までとする。
5. 寄付者への謝礼は、機構に余裕がでてきた段階で、寄付金の全額または半額分を金銭で謝礼とすることを目標とし、寄付者の芳名は銘記して保存される。
6. 年会費の割引は、数年間分の年会費を先払いする用意のある会員は、5年分については3年間分、3年間分については2年間分の年会費で充当できるものとする。

経済的協力関係の形態

下記の文書は、北東ア機構の暫定会長案というよりは、それに拘束されないもっと広い観点から、この機構の財政を一考したものである。

北東アジア共同体平和機構（北東ア機構）では、実行可能で簡単かつ小規模の協力形態から、複雑かつ中規模の形態にすすむことが望ましい。初段階とはいっても、じっさいは個人の自発的かつ一方的協力もあれば、2企業間または関係諸国の国際的かつ多国籍的な協力形態、しかも多彩な協力関係が想定されえる。

北東ア機構の会員にとり、そのような多彩な関係の可能性は、ともかく東ア機構が誕生したことによって高まっている。「北東アジア共同体」という言葉は、人と時代によって、その好感度がことなるであろうが、一般的な潮流は、その発展への期待、それと同時に、その萌芽の実際的な成長であろう。

北東ア機構の会員は、それを実際の経済活動によって実証しよう。自分の経済活動において、いまや会員は北東アジア共同体という言葉または文字を多用できるようになった。場合によって、その使用が自己に不利であるなら、べつに積極的に使用しなくともよい。しかし、有利であるならば、積極的に使用してもよい。それがおのずと北東アジア共同体の発展に寄与しよう。

いずれにせよ、国別の北東アジア共同体株式会社設立の可能性が検討されるであろうが、その暫定会長素案として、今回提示している日本の株式会社の定款第2条（目的）では、つぎの事業を営むとしている。すなわち、

- 1 当会社、その会社員の発案によるもので、国際性の高い商品の研究、製造および販売；
- 2 会員である企業間の業務提携の支援；
- 3 会員である一企業の商品を他地域またはPOCNA関係国内で他企業が生産し販売する協力関係の促進；
- 4 国際的な相互理解と相互協力を促進するような企業の他国におけるPR、活動および支社開設の支援；
- 5 動産および不動産の国際取引の支援；
- 6 化石資源の適正かつ調和的な取引、再生可能エネルギーの研究、製造、売買およびその仲介；
- 7 POCNAとその類似機構を支援する諸団体が、当会社に委託する事業、およびその大会と催事の準備；
- 8 教育および文化の国際的側面の事業；
- 9 前各号に附帯又は関連する一切の事業；

最初は、株式会社でなく、国別の事務所を設立して、経済活動をおこなってもよいであろうし、それもわずらわしいところでは、個人の自発性によって、あまり外部から拘束されずに、上記のような事業の一部を起業してもよいであろう。いずれの場合でも、「北東アジア共同体平和機構」、その略称の「北東ア共同体機構」、「北東ア機構」などを使用し、また商品や会社の施設には、北東ア共同体平和機構のシンボルマーク「母IIボAヨ」〔モブボアク〕だけでなく、ロゴマークを用いてもよい。それ自体がいまや価値をもつにいたった。下記には、いままで話題になってきた具体的な協力形態を例示したい。

実 際 的 な 動 き

北東アジア共同体平和機構が、じっさいに活動できるようにするためには、ある程度は理論的な分析や探究も必要であるが、現地調査しつつ、現実的に経済活動を開始することが緊要である。

1. 書籍類の発行

私は、すでに北東ア機構に直接または間接にかかわる和文、露文の本の執筆に着手しており、それは早晩出版される。本の表紙には、母 Π ポ A ヨ とのシンボルマークが使用される。出版費をうわまわる利潤がでるかは神のみぞ知るであり、損失がでて、それは筆者の負担である。利潤があがるならば、その一部は教頭体機構に寄付したい。これは、会員個人の自発性による協力形態である。

機構が発展するにつれ、CD、VTRとか、北東ア年鑑、さらには北東ア雑誌、北東ア新聞などの出版も考えられるが、まずは実行可能なところから着手しよう。ロシアの会員からは、モダンなきれいな雑誌を発行しようとの提案があった。これに答えることのできる会員がいるであろうか？

2 北東ア共通基準メニューのレストランまたはコーナーの設置

モンゴルを訪問したとき、あるレストランのモンゴル料理が私の下にすごくあったので、北東アジアの標準的な料理で、その民族の各料理を数品提供するようなレストランまたはコーナーの設置はどうだろうか、と、モンゴルのレストラン経営者に話をした。まずは、その経営者を札幌に招待し、私の知っているホテル関係者、その他の関係者と話を煮詰めたと考えている。

このような種類の商談は、札幌の特定のホテルと市内の他の食堂だけでなく、日本とモンゴル、それに朝鮮半島と中国にも波及できたら面白い。この種の共通基準のものは、北東ア共通基準メニューのレストランだけでなく、他の産業分野にも多数あるとおもわれるが、どのようなものを皆さんは思いつくでしょうか。

3 酒類の製造と販売での協力

北東ア機構の会員のなかに、ビール会社の社長は、いまのところ1名だけであるが、北東アジア会員間のもっとも興味ある分野は、ビールの製造と販売における会員間の協力である。小生の知るかぎり、ここ北東アジアのビールの味は、それ独自の味をもっているが、きわだった相違はない。日本のものも、モンゴル製も、ロシアのものも、味は少しちがっているだけであるように感ずる。

ということは、会員のビール会社が協力しあえば、たとえば、「北東ア共通ビール」という名で、それに「北東ア機構共通酒類」との認証表示、それと同時に母 Π ポ A ヨ のシンボルマークを付け、関係国のビール会社が、「北東ア共通ビール」を輸出も輸入もせず、その運送費をはぶいた分だけ安い費用で生産できることになる。

共同体機構と世界平和連邦府との協定

2013年8月22日の国際大会後、しばらくして残務整理が一段落した9月4日から、本格的に北東ア機構の第1回ML総会の第1会期がひらかれた。暫定会長として、筆者がこの会期に提示した文書は、下記のイタリック体のようにWPFとの関係を説明している。

北東ア機構とオ機構は、世間では突如出現したかのように受けとられるかもしれないが、その背景には世界平和連邦政府（WPF）が存在しており、じっさい北東ア機構にはWPFの会員が多い。

WPFは、全世界的なものであるが、上記2機構（PO）は地域的な機関であり、POから独立している実体である。独立、それはそれでよいのだが、ただWPF会員にとっては、両方に会費を支払うのは多少とも妙な感じをうけるかもしれないので、協定会員にかんするPO憲章第5条により、下記のように、2重払いの感じをうけないような協定を締結することを提案しますので、特段のご意見がございましたら、早めにお知らせください。

2013年10月27日、結局、第1会期は、下記の文書を回答者の全員一致で採択した。

北東アジア共同体平和機構と世界平和連邦府間の覚書

世界平和連邦府および北東アジア共同体平和機構は、両者の協力関係が、北東アジアと世界の平和、福祉、友好関係の強化に役立つことを確信し、下記のように約定した。

1. われら両者は、その一方の会員が希望するならば、他方の団体の会員に無条件かつ年会費なしになることができ、またそのような相互加入を奨励する。
2. われら両者は、一方が地域的な性格を有し、他方が世界的なものであることから、その補完関係を探究し、たがいに調和的かつ友好的に発展するよう努力する。

2013年10月27日 札幌において

世界平和連邦府を代表し 会長 金子利喜男
北東アジア共同体平和機構を代表し 暫定会長 金子利喜男